

オープンソースの「今」を伝える

Open Source Conference 2023 Online Osaka

2023年1月28(土) 10:00~18:00

オンライン会場 (Zoom & YouTube Live)

『OSSライセンスを正しく理解するための本』 紹介 1 ～序章 執筆の経緯

2023年1月28日

NEC OSS推進センター・姉崎章博



**OSS License
Checked!**

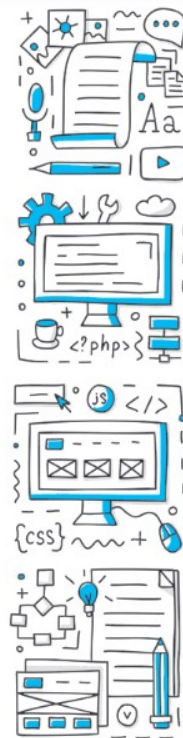
OSSライセンスを正しく理解するための本

OSS ライセンス

Understand the Open Source
Software License Correctly

を正しく理解 するための本

姉崎章博 




本書では、OSSライセンスを正しく理解するために著作権を主眼点において解説しています。プログラマーは、文字をつつてプログラムという著作物を創作するという点においては、文芸作品を創作する作家と同じように著作権を意識する必要があります。

著作権について理解してから、OSSライセンスについて理解する、そのような段階を踏んで理解することが苦手な人もいるでしょう。そこは少々我慢して、一つひとつ理解を進めましょう。短絡的な表現はわかりやすいかもしれませんが、特定の場合にしか当てはまらない、または、どの場合にも当てはまらない表現であることが少なくありません。そのような表現で「わかったつもり」になってしまっは、間違った前提で理解を進めてしまいがちです。

(序文より抜粋)

著作権が理解できれば、 OSSライセンスも理解できる!

誤解されがちなOSSライセンスを「正しく」理解し、無用なトラブルを避け、OSSを活用するための1冊! OSSライセンスのコンサルティングに長年取り組んでいる著者が丁寧に解説!  C&R研究所

C&R研究所について

C&R研究所は新潟市にある出版社です。ユニークな社風や教育方針は新聞やテレビなどで紹介されたりします。詳細については、次のWebサイトでご覧いただくことができます。

www.c-r.com

また、新潟本社には2代目会社犬「ラッキー」がいます。名刺を持つ正式な社員として広報部に勤務しつつ、セラビードッグとして社内のメンタルヘルスにも貢献しています。



●会社犬「ラッキー」

<https://www.c-r.com/book/detail/1425> ↓ 訂正情報があります
https://www.c-r.com/reader/reader_errata_win.html?id=g_363-8.htm



Orchestrating a brighter world



筆者紹介

- ◆ NEC OSS推進センター所属・姉崎章博
- ◆ 汎用機ACOSの通信管理、OSIの標準化、実装に関わる
- ◆ IA-64 Linuxの実装、Linuxの普及に関わる
 - 「IA-64 Linux on 16-WayサーバAzusA」 Linux Conference 2000 Fall

◆ OSSライセンスの解説に取り組む2006～

- NECグループ内へ累計 100回以上、3千名以上へ集合教育(Web教育を除く)

◆ 2008年 OSSライセンスのコンサルをビジネスに

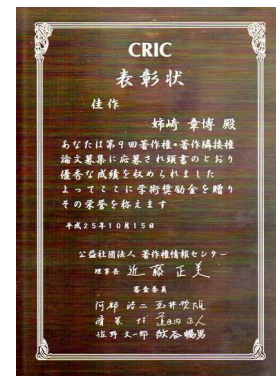
:100社程に有償対応

OSIの記事、IPA/SOFTICの報告書、コミュニティの講演や大学教授の論文さえ、著作権に基づく、GPLなどのライセンスをそのように扱っていないことに疑問

◆ 著作権情報センター(CRIC)第9回著作権・著作隣接権 論文佳作入選

「OSSライセンスとは～著作権法を権原とした解釈」(2013年)

<https://osslicense-ane.com/paper/cric-paper/>



◆ 『オープンソースの教科書』

第7章 オープンソースとライセンス の原文執筆(2021年)

<https://c-r.com/book/detail/1416>

◆ 『OSSライセンスを正しく理解するための本』(2021年)

<https://c-r.com/book/detail/1425>



著作権が理解できれば、OSSライセンスも理解できる!
誤解されがちなOSSライセンスを「正しく」理解し、商用ソフトウェアを選び、OSSを活用するための1冊! OSSライセンスのコンサルディングに長年取り組んでいる筆者が丁寧に解説! ©CARIPPER



誤解されがちな「オープンソース」をさまざまな視点でいねいに解説!
オープンソースとは何かや歴史、ライセンス、オープンソースを利用したビジネス、オープンソースの事例など、オープンソースの概要がわかる1冊! ©CARIPPER



オープンソースとの出会い

◆筆者にとって「オープンソース」とは最初は「Linux」だった。

■日経コンピュータ1998.9.14号の小さな脚注

TeXとかFreeBSDとかは触っていたけどね。

118

NIKKEI COMPUTER 1998.9.14

特集

Windowsマシンと見られているExpressでLinuxが動くの！？

脱

注10、塚商会は8月24日から、NECのExpress5800と日本IBMのNetfinityにLinuxを搭載してインターネット・サーバーとして販売している。製品は同社のCTOセンターで組み立てる。富士通ビジネスシステムのLinux関

「Express5800シリーズ」における動作確認情報提供

- ◆ 1999年3月16日プレスと共に情報提供
- ◆ 3月18日から二日間、東京国際フォーラムで実施された「LinuxWorld Conference Japan'99」で展示
- ◆ Multiple I/O apicが未サポートなのを見つけて、
 - * Intel IO-APIC support for multi-Pentium hosts.
 - * Copyright (C) 1997, 1998, 1999, 2000, 2009 Ingo Molnar, Hajnalka Szabo
 - * Many thanks to Stig Venaas for trying out countless experimental patches and reporting/debugging problems patiently!
 - * (c) 1999, Multiple IO-APIC support, developed by Ken-ichi Yaku <yaku@css1.kbnes.nec.co.jp> and Hidemi Kishimoto <kisimoto@css1.kbnes.nec.co.jp>.
 - * further tested and cleaned up by Zach Brown <zab@redhat.com> and Ingo Molnar <mingo@redhat.com>

arch/x86/kernel/apic/io_apic.c

~いろいろ貢献できて、うれしかった時代…

JLA 日本Linux協会

- ◆ 1999年4月発足時、運営委員として参加
- ◆ 1999年6月、Linux®商標調査WGとして活動 <http://jla-old.linux.or.jp/WG/TradeMark/>
「Linux」という商標の情報を調査し、状況をまとめ公表
Linus Torvalds氏名での登録を後押しし、2003年登録。
- ◆ 商標調査して、わかったこと。
 - Linuxとかに関係無いものでも、拒絶理由がなければ登録される。
 - 登録された者から「商標法上違反である」と警告されたら、
「何人も特許庁長官に対して登録異議の申立てをすることができます。
また、利害関係人は特許庁長官に対して、登録無効の審判の請求をすることができます。」
という、商標法上保証された**過誤登録**に対する救済手続きがある。
 - 登録されたからって正当性があるわけではなく、正当性は割と当事者任せ

オープンソースカンファレンス2005 in Hokkaido
M-4

1-

2-5-3. ガイドに書かれている「まとめ」

当然、
組み込みでも言えること

OSS導入時の注意事項

- 今までシステム構築でよく利用されたOSSを開発するコミュニティには、以下の特徴がある
 - 中心となって活動する開発者の氏名が明らかになっている
 - 活動内容がWebで公開されている
 - ▶ 今後、システム構築で新たなOSSを利用する場合には、この観点でOSSを選択して利用することが望ましい
- OSSのサポートには、以下の特徴がある
 - 開発コミュニティのサポートは、自己責任を前提とした相互扶助窓口であることが多い
 - 開発コミュニティ以外のベンダがサポートを提供している
 - 自己責任で利用するか、商用ソフトと同様に様々なベンダのサポート範囲/レベルを利用するかを選択することができる
 - ▶ ユーザは必要に応じた適切なサポート範囲/レベルを選択してOSSを利用することが望ましい

、
できること」

る)

4	5
ディストリビュータ	ディストリビュータ
ベンダ (Sler)	総合ベンダ
ベンダ (Sler)	総合ベンダ
Sler	総合ベンダ
Sler	総合ベンダ
Sler (ユーザ)	総合ベンダ (ユーザ)

Copyright: © NEC Corp. 2004

セッション2 「より身近なOSS活用事例」

「虎の巻本16つの活用事例と」

目次

第1章 ITシステムのあり方を変革するOSS

OSSの適用拡大の背景と現状として、オープンスタンダードでの注目、活用されているシーンの紹介、Web2.0関連などを紹介

第2章 実際に活用できるOSSをもっと知ろう

LinuxディストリビューションとOSS概観、OSSスタックの紹介

第3章 安心して賢く使えるOSSの世界を知ろう

Linuxディストリビューションが利用できるまでの各プレイヤーの紹介と主なOSS開発コミュニティの紹介

第4章 最大限のリターンを得るOSS導入への道

OSS活用システムの難易度の概略を解説し、求められる稼働率に合ったコストと技術力(難易度)のバランスを紹介

第5章 OSS iPediaにみる導入事例

旧OSDL (現The Linux Foundation) SI ForumからIPA OSS iPediaに移管された「導入事例」をその参照の仕方から紹介

第6章 実例取材からみるITシステム例

Sierがあまり関わらないOSS独特なシステム導入した企業を6つ取材した結果を掲載し、現場の生の声を紹介

第7章 知っておきたいライセンス

ユーザ自身が開発したプログラムを公開し普及するケースが見受けられ、その際に気をつけておかなければならないOSSのライセンスについて紹介

付録

OSSの定義、OSS iPedia「用語集」に最新の情報などを補足し若干修正、ライセンスFAQ

OSS BOOKS

オープンソースで構築! ITシステム導入 虎の巻

独立行政法人 情報処理推進機構
オープンソースソフトウェア・センター 編

Open
Source
Software



オープンソースのメリットが見えてくる!
導入から運用まで先進事例で伝えるノウハウ満載



日本OSS推進フォーラムの報告書の内容をやさしく読めないか…。

<https://jpn.nec.com/oss/ossic/article.html?#article05>



他に、OSDL(LF前身)設立やOIN加入の支援など

オープンソースの普及・啓発に努めていたら、

Linuxとかオープンソースを使って大丈夫なの？

と、お客様から心配する声が出てきた…

SCO・Linux論争が巻き起こっていた…

<https://ja.wikipedia.org/wiki/SCO%E3%83%BBLinux%E8%AB%96%E4%BA%89>

2003年

- ◆LinuxにUNIXのソースコードが盗用されていると主張し、SCOグループがIBM等を提訴
- ◆Linux利用者等にもライセンス契約するよう書面を送付

結局のところ、2007年

- ◆ノベルがUNIXの権利を保持しているとの判決
- ◆ノベルはLinuxにUNIXのソースコードが含まれているとは考えていないと声明し、疑惑を払拭

社内的には、法務部・知財部と社内窓口を設置して対応

システム構築案件でLinuxを使って大丈夫かと

心配するお客様に対応する営業からの問い合わせ窓口

▶ この騒動自体は1～2年してすぐに鎮静化

代わって、

◆ 開発部門からのOSSライセンスに関する問い合わせが増化

▶ 教育テキストを作成し国内の開発拠点をまわり教育を実施
2006年～

この時期の社内教育は、IP全般的な話…

◆ 『OSS/Linux IP とライセンス』 の目次

■ OSSライセンス	・ ・ ・ 8
■ 知的財産権と侵害リスク	・ ・ ・ 31
■ 法的リスク対策の考え方	・ ・ ・ 46
■ 製造物責任・瑕疵責任と自己責任	・ ・ ・ 52
■ 付録	・ ・ ・ 64

1. OSSライセンス

- 1-1. ソフトウェアライセンスとは
- 1-2. OSSライセンスでは許諾するもの
- 1-3. OSSライセンスの違い
- 1-4. GNU GPL
- 1-5. GNU LGPL
- 1-6. OSSライセンス違反
- 1-7. OSSライセンス違反の例
- 1-8. GPL違反しないためのチェック項目
- 1-9. GPL違反で告発されれば企業イメージダウン

2. 知的財産権と侵害リスク

- 2-1. IPとは
- 2-2. 著作権侵害のリスク
- 2-3. 特許権侵害/NDA違反のリスク
- 2-4. 商標権侵害のリスク
- 2-5. 風評被害のリスク
- 2-6. リスクは事業判断で計測する

3. 法的リスク対策の考え方

- 3-1. 法的リスク対策の考え方
- 3-2. 特許法の目的に沿った環境の変化
- 3-3. 法的リスクへのNECの対応
- 3-4. 法律に関しての私見

4. 製造物責任・瑕疵責任と自己責任

- 4-1. 製造物責任
- 4-2. 瑕疵責任
- 4-3. オープンになるほど責任が分散する
- 4-4. OSSの無保証は特別ではない: WindowsもHP-UXも同じ
- 4-5. 商用ソフトに比べサポートの可能性が違う
- 4-6. Linuxディストリビューションを取り巻くプレイヤー
- 4-7. サポートの範囲/レベルの選択肢が広いのがOSSの特徴
- 4-8. NECのサポート製品の対応

付録1. 知的財産権侵害の損害額の予測

付録2. SCO問題の概要

付録3. 関連Webサイト

IPAの非常勤研究員を終えて戻ると、上司の一言

『仕事は、自分で考えて』

…。

で、OSSライセンスのコンサルを外販開始(2008年)

◆ファーストユーザは、大手通信キャリア

◆@ITで『企業技術者のためのOSSライセンス入門』連載

<https://atmarkit.itmedia.co.jp/flinux/index/indexfiles/osslicindex.html>

(1) 訴訟が増えている!? OSSライセンス違反

(2) OSSライセンスが求める条件とは？

(3) アカデミック系OSSライセンスに関する一考察

(4) GNU系OSSライセンスに関する一考察

(5) OSI系OSSライセンスに関する一考察

(6) OSSライセンス順守の第一歩

編集部注：「順守」の記述は一般に『遵守』と記されることも多いですが、ここでは用字用語基準に沿って『順守』としています。ご了承ください。

このころの、OSSライセンスに対する **間違った**理解の一例

◆ OSSライセンスは契約書

とした上で、「準拠法や所轄裁判所が記載されていない不十分な法律文書」という弁護士がいたが、そもそも、GPLなどは契約書のつもりで作成されていない。

◆ OSSライセンスには遵守すべき項目が書かれている。

頒布条件であって、遵守すべき項目という感じで書かれていない

◆ GPLのLinuxで動く製品を販売すると、ソース開示義務が発生する。

発生するのではなく、ソース開示が頒布の条件

◆ 厳密に遵守しなければならない。

「厳密に」と言えるほど、条件を満たす手段が指定されているわけではない

◆ GPLは他人のプログラムに伝播する。

「伝播」という現象が起きるわけではない

(二次的著作物の範囲を独自に拡張している)

二次的著作物の創作者といえども、それを利用すると原著作者の著作権侵害となる(28条)
中山信弘著「著作権法」有斐閣P127 のだから、独自に拡張などしていない。

指摘しても理解してもらえないようだから論文にした

『OSSライセンスとは～著作権を権原とした解釈』

- ◆ 2013年、著作権情報センター「第9回著作権・著作隣接権論文募集」で、佳作入選。

第2位	末宗 達行 (早稲田大学法学部)	著作権信託に関する一考察 - 原著作物と盗作した著作物が同じ事業者に信託されたとき
第2位	原 謙一 (横浜国立大学大学院国際社会科学研究科博士後期課程)	著作権の質権に関する考察 - 民法との理論的關係について
第3位	村田 孝文 (会社員)	自社テレビCMのアーカイブ目的での複製と著作権
佳作	姉崎 章博 (会社員)	OSSライセンスとは - 著作権法を権原とした解釈
佳作	小田 雄一郎 (中央大学大学院法務研究科専門職課程)	いわゆる「創作的選択の幅論」の試論
佳作	橘 雄介 (司法修習生)	著作権法違反の罪の正犯性と刑法及び間接侵害における議論との整理
佳作	野間 小百合 (広島大学大学院社会科学研究科博士後期課程)	ベルヌ条約と抵触法

(敬称略。同位は応募者名の五十音順。所属は応募締切時のもの)

『OSSライセンスとは～著作権を権原とした解釈』 目次

1. はじめに	1
2. OSSとは	2
3. OSSライセンスとは	4
4. GPLv2の法的問題とされていたことの再考	8
4-1. 契約としての成立が問題なのか	9
4-2. 二次的著作物について独自の定義をしているのか	11
5. おわりに	13

GPLを契約と解したことによる弊害を紹介し、著作物の利用**許諾**の意思表示と解することの妥当性を示した。

著作権法に記載されてはいないが概念としては一般的な結合著作物の概念を紹介しているに過ぎなく、**独自の定義(拡張)などしていない**ことを示した。

論文を書くに当たって

論文執筆までにも、記事やOSCで述べてきたが、
なぜ、伝わらないのだろう、と思い…

- ◆外山滋比古著『思考の整理学』筑摩書房
- ◆阿部圭一著『明文術 伝わる日本語の書きかた』
NTT出版

とか読んでみた。

- ✓(40字詰め)3行にまたがった文章は分割を検討する
(明文術)

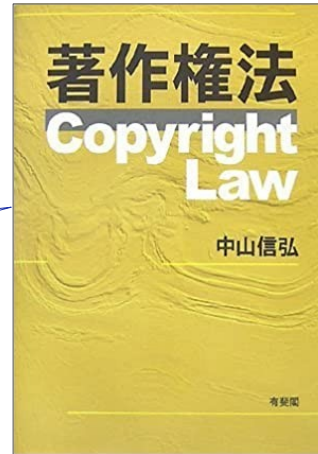
など、改善に努めてみた…



それ以前に、著作権について調べた参考文献

- ◆ 中山信弘著『著作権法』有斐閣

バイブル的に使用。「二次的著作物の創作者といえども、それを利用すると原著作者の著作権侵害となる」等明記



著作権も、所有権と同じく『ものへの支配権の一つ』等の説明がわかりやすい

- ◆ 島並良, 上野達弘, 横山久芳著『著作権法入門』有斐閣

入門用

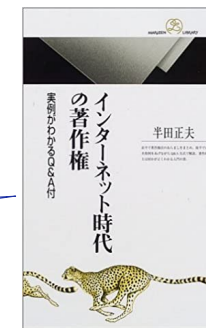
- ◆ 福井健策著『著作権とは何か』『著作権の世紀』集英社新書



- ◆ 半田正夫著『著作権法概説』法学書院

『インターネット時代の著作権』丸善ライブラリー

著作権の社会性「たとえ保護期間内であっても、一定の範囲内での自由利用を国民に認めることはその国の文化の発展にぜひとも必要なことといわなければならない」



著作権を理解するための民法/私法の参考文献

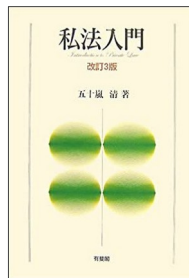
◆ 内田貴著『民法I 第4版 総則・物権総論』東京大学出版会

「このように、道徳の力(「約束を守らなければならない」)だけでは取引社会を維持していくことが難しいので、契約という法制度がある」

「**著作権**などの無体財産権なども無体物に対する**物権類似の権利**といえる」



[一]「民法」とは何か 「ごく大雑把にいうと…国家は個人個人の自由な経済活動の場を保証し、また、その活動を容易にするためにのみ権力を行使するが、それ以上の個人の自由を制限すべきではない、という思想が生まれた。これが広い意味での**自由主義**である。…自由な人びとの間の、国家の介入を受けない関係…について…ルール¹の集合として、民法という概念が成立」

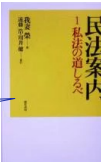


◆ 五十嵐清著『私法入門 改訂3版』

Ⅲ 私法の基本原理 1 序説 「わが国の私法は…とくにフランスとドイツの制度を取り入れ…ナポレオン法典は…経済学的にいえば、資本主義経済の基礎をなす諸原理を規定している。」 「市民革命により、私有財産権が保障され、しかもそれが自由、絶対的なものとして保障されることにより、資本主義経済社会の基礎が確立された」

◆ 我妻榮著, 遠藤浩/川井健補訂『民法案内1私法の道しるべ』勁草書房

「(私法)の基本的な原理は自由・平等である。」

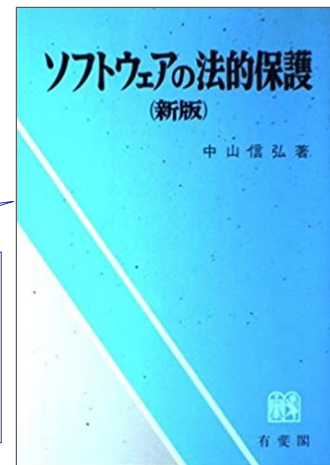


同、その他の参考文献

- ◆ 中山信弘著『ソフトウェアの法的保護(新版)』有斐閣

「ヘッダファイル一行でも流用したらGPLになる」わけが無い。

著作権法10条3項の解説「**インターフェース…は**、ルールを前提とする以上…それがいかなる形態であれ**保護しない**」など



- ◆ 山本隆司著『アメリカ著作権法の基礎知識』太田出版

「著作権法は、『アイデア、手続、処理方法、方式、操作方法、概念、原理、または発見』は保護されないと規定する[法典17編102条b項]」と**アメリカでも同じ**と確認できる。



- ◆ 梶山敬士, 高林龍, 小川憲久, 平嶋竜太編 『ライセンス契約』日本評論社

「ライセンス契約」以前に、「ライセンス」の起源「許可もしくは**同意**と言った意味を表す"licentia"」から説明



論文でポイントを突いたつもりだが、
多くの方は、そもそも著作権に詳しくない。
そのためか、正当な論理展開したつもりでも
言葉遊び・詭弁だとも思う人がいる…みたい。
例えば、**(GPLが)著作権に基づくと言うなら、
なおさら、契約と考えるべきでしょう**とか。
↑なぜ？ 一体、何を言いたいのだろう…？

「契約」に対して思い込みがあるようで…

「なぜ、『契約』と考えてはいけないのか、やっとわかった」
有償講義受講後に、ある技術者からいただいた感想。

「契約は『守らなければならないもの』という認識だった」とのこと
OSSライセンスは守らなければならないから契約、みたいな論理らしい

◆でも、契約は「申込」と「承諾」により、
「債務」と「債権」(義務と権利)の内容を合意すること

◆さらに、樋口範雄著『はじめてのアメリカ法』有斐閣によれば、
第5回 契約を破る自由

自由といっても自由勝手ということではなく、
「損害賠償責任だけは果たした上での自由」

契約違反に懲罰賠償なし、それに対し悪性の強い不法行為には懲罰賠償
少なくとも…アメリカでは「契約を絶対に守る」とは考えられていない

「法に基づくなら、なお
さら契約と考えるべき」
というものではない。



不毛なやりとりから誤解が拡大！？でも、著作権者は

企業



ソースコードは？ GPL違反じゃない？

SFC



lawyers

われわれがGPLに従わないといけないと思っているのか？
オーケー、では訴えてみたらいい。
そうでなければ従うものか

われわれには2つの選択肢がある。
GPLを捨て去るか、
裁判所命令を勝ち取って強制するかのいずれかだ

GPL Enforcement: GPLが契約として有効であり、
「ソース開示しろ」との裁判所命令を勝ち取ることが
命題かのような風潮になってしまった。

契約だとしても命令できるものかどうか…

第三者
あなたは
どちらを
優先しま
すか？
権利者

「GPLを捨て去る」
必要など無いでしょ

裁判してプロジェクトを破壊したのはlawyers

Linuxカーネル

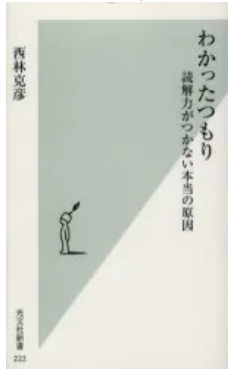


Lawyersは、オープン性にとっての害毒、
そしてコミュニティにとっての害毒、
プロジェクトにとっての害毒

<https://lists.linuxfoundation.org/pipermail/ksummit-discuss/2016-August/003580.html>

人の話を聞いて、なぜ？と考えずに「わかったつもり」

- ◆ 西林克彦著『わかったつもり 読解力が見つからない本当の原因』 光文社
『この「わかったつもり」の状態は、ひとつの「わかった」状態
ですから、「わからない部分が見つからない」という意味で
安定しているのです。
…ので、その先を探索しようとしなない場合がほとんどです。』



- ◆ 著作権者が言うことより、
専門家と思う人達の言葉を信じて「わかったつもり」になったら、
権利者を蔑ろにしていけないだろうか。
- ◆ 「OSSはコミュニティ内の多くの労力と知力の結晶であり、
まさに典型的な知的財産と言えます」と書かれた書籍が出た
プログラミングで最も労力と知力が費やされるのはデバッグでは？
そして、いくらデバッグしても創作性はまず生まれない。
だから、Linux貢献者らしいHellwig氏のVMware提訴⁽²⁰¹⁵⁾も権利者ではないと棄却
なのに、「ちゃんと〇〇士が監修している」と評価する人がいる…

私も、思い込みがあって、
わかったつもりになっているかもしれない。

そこで、

できるだけ、一つずつ根拠を示して

解説した書籍にしてみよう

『OSSライセンスを正しく理解するための本』

<https://www.c-r.com/book/detail/1425>

- ◆CHAPTER 01 OSSの基礎
- ◆CHAPTER 02 OSSライセンスの概要
- ◆CHAPTER 03 OSSライセンスの都市伝説
- ◆CHAPTER 04 OSSを使ったビジネスで気をつけること
- ◆CHAPTER 05 トラブル回避のための基本的な施策案
- ◆CHAPTER 06 コンサル事例
- ◆CHAPTER 07 著作権法とNEC創立の関係

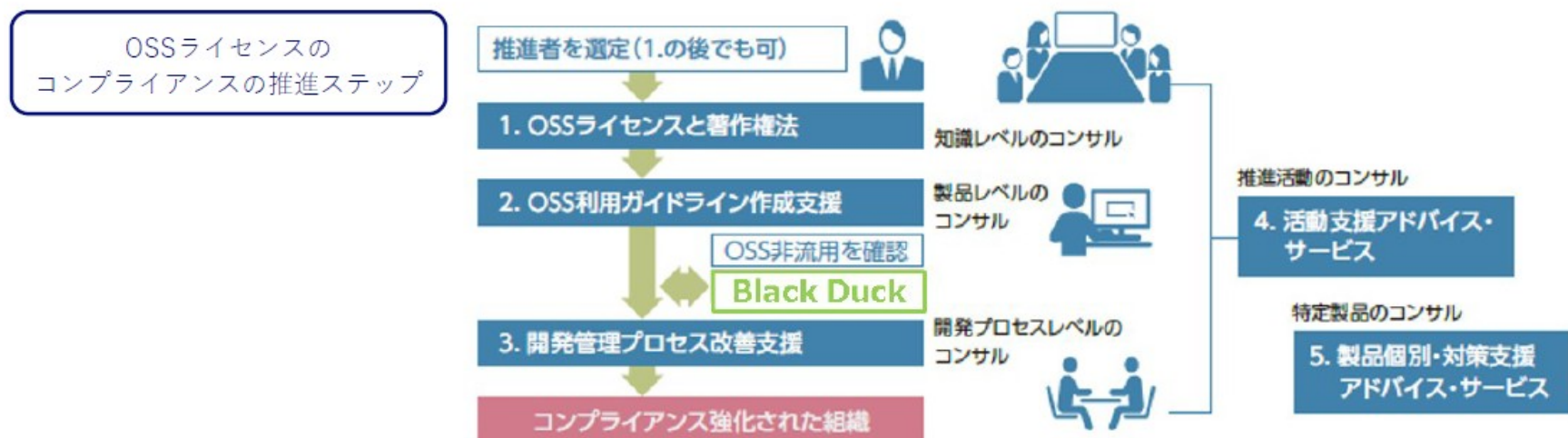
次回から、各章を一つずつ紹介したいと思います。



OSSライセンスコンサルティング

<https://jpn.nec.com/oss/osslc/>

1.	OSSライセンスと著作権法講義	「なんとなくしか知らなかったGPLが目から鱗」と好評な著作権法からOSSライセンスをお話しする講義です
2.	OSS利用ガイドライン作成支援	実製品で利用OSSを例に、OSSライセンスの正しい理解・解釈の仕方及び対策のガイドラインの作成をご支援します
3.	開発管理プロセス改善支援	開発または品質管理システムにチェックポイントを組み込み、統制の取れた開発管理・品質管理標準の改善をご支援します
4.	活動支援アドバイス・サービス	御社の特定のOSSライセンス・コンプライアンス活動に対して、年間を通じて、アドバイスをご支援するサービスです
5.	製品個別・対策支援アドバイス・サービス	御社の特定の製品に対して、目視あるいはツールを利用した結果、認識されたOSSライセンス違反に対して、アドバイスを提供します



まずは、**無料セミナー：オンライン**をご利用ください
a-anezaki@nec.com まで、ご相談ください

- ◆ タイトル：OSSライセンスと著作権法のポイント
～正しいOSSライセンスの理解の仕方～
- ◆ 時間：1.5時間 – 1時間超のセミナー、サービス紹介と質疑応答
(1-2名から数十名でも可)
- ◆ 講師：NEC OSS推進センター 姉崎 章博
- ◆ スライド概要
テキスト：<https://jpn.nec.com/oss/osslic/doc/PointOfOSSlicenseAndCopyrightLaw.pdf>
 - フリーソフトウェアとOSSの概史
 - OSSライセンスはどんな条件が書かれているのか
 - OSSライセンスの位置づけ
 - OSSライセンスとソフトウェアライセンス(ex.EULA)との違い
 - 2009年12月、14社がGPL違反で提訴された
 - GPLv2 第3条の読み方
 - GPLは契約ではないならば、何か？
- ◆ 無料の理由：**企業・コミュニティ・弁護士問わず、都市伝説を語る人が多いため。**
一度聞いてもらわないと、有償の価値をわかってもらいにくいいため。

以上、
となりませんが、
何かご質問はありますでしょうか？

\Orchestrating a brighter world

NECは、安全・安心・公平・効率という社会価値を創造し、
誰もが人間性を十分に発揮できる持続可能な社会の実現を目指します。

\Orchestrating a brighter world

NEC